

帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人妹について、同区域（大熊町）所在の病院に入院中であった申立人姉が、原発事故に伴い転院した（当初は県外の病院。後には県内の別の病院）ために増加した面会交通費の増加分につき、申立人妹の陳述等により認定した面会回数（県外の病院については年3回、県内の病院については月3.5回）に基づいて算定した交通費増加分から東京電力による既払金を控除した残額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】 家族間移動交通費

【期 間】 自 平成23年3月11日 至 平成28年9月20日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金17万4659円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人

は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和元年12月10日

(仲介委員 鈴木 修司)